

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

改正前の制度

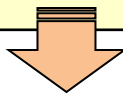
外国の弁護士資格を有する者が、外国法事務弁護士として登録を受けた場合に、その外国法に関する法律事務の取扱いを認める制度。

弁護士は、弁護士法人を設立することができる(平成14年4月1日施行)が、外国法事務弁護士は、法人を設立することができない。

改正の経緯

課題

法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応するため、弁護士と同様に、外国法事務弁護士が、法人組織で活動できる制度的基盤を整備する必要

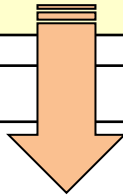


外国弁護士制度研究会の設置

平成20年 5月 外国弁護士制度研究会の設置

平成21年12月 報告書の取りまとめ

→外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度の創設等を提言



改正後の制度

法案の成立

第186回通常国会において、外国法事務弁護士による法人の設立を可能とする法案が成立(公布日:平成26年4月25日, 施行日:平成28年3月1日)

※施行日:公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

法人制度の概要

【社員の資格】

外国法事務弁護士のみが社員となる。(第50条の4)

【業務範囲等】

- 外国法に関する法律事務を行う。(第50条の5)
 - ※ 法人の設立により外国法事務弁護士が取り扱うことができる業務が拡大するわけではない。
- 弁護士を雇用する場合等において、弁護士に対する不当関与を禁止している。(第50条の11, 第50条の12)

【事務所】

複数の事務所を設けることができる。(第50条の13により準用される弁護士法第30条の17本文)

【監督】

弁護士会及び日本弁護士連合会の監督を受ける。(第21条により準用される弁護士法第31条第1項及び第45条第2項)